

## 豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心臓検診実施要項に規定する豊中市立小学校、豊中市立中学校及び豊中市立義務教育学校（以下「豊中市立学校」という。）児童生徒の心臓二次検診の受検に関し、保護者が負担する費用を補助すること（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付申請書（様式第1号）を、教育長が定める期日までに、教育長に提出しなければならない。

(1) 領収書（心臓二次検診という記載のあるもの）

### (交付の決定)

第4条 教育長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

### (決定の通知)

第5条 教育長は、補助金の交付決定をしたときはその決定の内容を当該申請者に対し豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付決定をしたときはその内容及び理由を当該申請者に対し豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

### (補助金の交付)

第6条 教育長は、第3条の交付申請書を受理し、その内容が適正であったときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に振り込むことで、補助金を支払うものとする。

### (申請の取り下げ)

第7条 第5条の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

### (補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付は、当該事業完了後、随時行うこととする。

### (決定の取消し)

第9条 教育長は、当該申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付

決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく教育長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

(補助金の返還)

第10条 教育長は、補助金の交付決定の取消し又はその決定の内容が変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求することができる。

(施行細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度分の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付申請書

年 月 日

豊中市教育長 様

豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金を次のとおり受けたいので、  
豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付要綱第3条の規定により  
申請します。

補助申請額	500円
-------	------

申請者氏名	
児童生徒氏名	
学校名	
住所	〒
電話番号	

補助金の振込先は下記のとおりです。

受領を下記のものに委任します

（申請者と口座名義人が異なる場合はチェックをつけてください。）

預金銀行	_____銀行	1 普通							
	_____本店 _____支店	2 当座	口座番号						
フリガナ									
口座名義									

【添付書類】 領収書（心臓二次検診という記載のあるもの）

様式第2号（第5条関係）

豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 教 育 長

年 月 日付で申請のありました豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金を次の通り交付することに決定しましたので、豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額	500円
-------	------

様式第3号（第5条関係）

豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 教 育 長

年 月 日付で申請のありました豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金は、下記の理由により不交付と決定しましたので、豊中市立学校児童生徒の心臓二次検診補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

（不交付の理由）